

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	組織体制の見直し	県OB派遣	総務部	人事課	出資法人の自主性・自律性のためには原則として、三役人事から県OBと派遣職員をなくすると共に、民間人募集又はプロパーから登用すべきである。	<p>県OBの外郭公益法人役員への再就職については、団体役員等の責任ある地位を、20万円前後の新採職員から若手職員並みの給料で引き受けてもらえる適任者が他にいるのかという、人材確保面の難しい問題がある。このため、公益法人制度改革への対応を進めていく中で、「県出資法人改革プラン」において定めた「県退職者の役職員への就任は、出資法人の経営戦略に基づく必要性に応じて行うことが基本であり、他の人材の活用や内部登用を阻害することのないよう、県の関与は、当然のことながら、出資法人からの要請に応じて知識経験を有する適任者を紹介することに限定する」との県退職者の役職員就任の見直し方針に沿って、団体側の意向を踏まえながら、必要な措置をとるものとする。</p> <p>派遣法に基づく派遣職員については、県自体が定員適正化計画に基づく定数削減を進める中で、外部に職員を派遣する余力もなくなりつつあることも踏まえ、目的や職務等を明確にしたうえで必要最小限の人員に抑制する方針のもと、適宜人数等を見直し、計画的な派遣職員の引き上げに努めている。</p>
20	意見	期末短期借入金の処理	(財)愛媛県廃棄物処理センター	県民環境部	循環型社会推進課	<p>1) 短期借入金残高1,606百万円は県からの借入金を、期末日午後2日間(3月31日から4月1日)のみ銀行借入金に肩代わりさせたものであり、実体は返済困難な長期借入金(県の長期貸付金)であり、実体に照らして貸借対照表上は、長期借入金に含めて表示すべきである。</p> <p>県は、センター支援として、このような短期貸付による処理を行うのではなく、長期の貸付を検討すべきである。そうすれば、これまでの処理のような2日間の支払利息は不要となる。</p>	<p>県からの無利子貸付金は、センターの施設稼働後の運転資金不足に対応するため、平成13年度から開始されたものであり、財団では、つなぎ資金として、返済期間が1年未満の短期借入金として分類し、会計処理上もそのように処理を行っているところである。</p> <p>しかしながら、実質的には長期借入金である側面も有しており、財団にとっては、県から長期の無利子融資を受けることが望ましいが、現時点で、県が長期貸付を行う場合には、その期間や金額等について変動要因が大きいことから、微量PCB汚染物の本格処理による経営改善状況を見極めて、対応を検討する。</p>
20	意見	公益法人の存続	(財)愛媛県廃棄物処理センター	県民環境部	循環型社会推進課	<p>これ以上の経営改善策がなく、このような経営状況が続くのであれば、実質的に県の直営事業である廃棄物処理事業は廃止に向けて検討すべきである。</p> <p>なお、特例民法法人として存続できる期限内(H25.11.30まで)に事業・設備の譲渡や事業廃止の方向性を決めなければならない。</p>	<p>平成22年6月に全国で初めて、環境大臣の認定を受け、微量PCB汚染物の処理を開始したところであるが、これによって、肉骨粉や硫酸ピッチの処理と同様に、センターの社会的使命を果たすことができるとも、経営改善が見込まれるため、現時点で廃止は考えていない。</p> <p>今後、微量PCB汚染物の本格処理による経営改善状況を見極めながら、新公益法人への移行の方向性を決定する。</p>
20	意見	基本財産の会計処理	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	農林水産部	農産園芸課担い手対策推進室	<p>(4)公益法人会計において基本財産と指定正味財産は、基金とその寄附者との関係を示すものであり、実態を反映する会計処理をしなければならないため、新法人の基本財産は1,215百万円、県出捐金は610.65百万円、出捐割合50.3%とすべきである。</p> <p>なお、特定資産としている1,200百万円は基金として基本財産へ振替すべきである。</p>	<p>(財)えひめ農林漁業担い手育成公社の基本財産(15百万円)、県出捐金(11百万円)、出捐割合(71%)については、平成14年に(財)愛媛県農林漁業後継者育成基金を統合した際に、自治省の見解「財団法人に対する出捐金を公有財産として扱うのは当該財団法人が存続している間に限る」に基づいて対応したものであるが、全国公益法人協会所属の公認会計士の意見を徴したところ、「県が自治省に照会して得た回答であれば、そのとおりに処理することが正当である」との御意見をいただいております。適正に処理したものと考えている。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	基本財産への組み入れ	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	農林水産部	農産園芸課担い手対策推進室	特定資産に計上されている後継者育成基金1,200百万円は、統廃合により解散した法人の基本財産であり、運用益が目的ならば基本財産に入れるべきであった。	全国公益法人協会所属の公認会計士の意見を徴したところ、「寄附財産の運用方法は寄附者の意向に従うべきだが、後継者育成基金が当公社に残余財産を寄附した際、基本財産として運用するよう指定していないことから、当公社の理事が運用方法を定めることとなる。従って、その運用益を後継者の育成に関する事業に充てるものとして特定資産に計上することは問題ない」との意見を徴しており、適正に処理したものと考えている。
20	意見	運用財産管理資産の計上	(財)愛媛県文化振興財団	教育委員会	文化振興課	2)特定資産として計上されている「運用財産管理資産」2億6千万円は特定資産に該当しない。事業計画を策定して使用目的を有する資産とするか、使用目的が特定されないならば「その他の固定資産」へ計上すべきである。	運用財産管理資産は、その他の固定資産への変更もしくは目的を限定した特定資産への変更を検討しているが、公益法人制度の移行に合わせて、適切に整理する予定である。
20	意見	事務の権限委譲	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	教育委員会	文化財保護課	県の事務手続きに準じた支払い決裁手続きを中止し、民間会社同様に権限委譲を考えて簡略化すべきである。	会計に関する規定を見直す必要があるが、今後の公益法人化に伴い、定款等の作成・変更の中で最も当財団に適合するものに訂正していく予定であり、見直しに当たっては、経済性・効率性・有効性などを十分に考慮しつつ、発掘調査事業の委託者である国土交通省や県への実績報告や会計検査についても考慮し、かつ、不正経理防止の観点も鑑みながら検討したい。
20	意見	財団業務の明確化	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	教育委員会	保健スポーツ課	財団の主たる事業は2か所のスポーツ施設の指定管理業務であり、施設の効率的な管理と利用率向上に特化して経営に専念すべきである。派遣職員5名を除き、組織・人的には財団の独立民営化が進んでいると評価できるが、県からの財政支援はないものと思われ、独立志向でガバナンスの強化が必要である。スポーツ普及事業など公益事業は僅かでありスポーツ施設の管理運営事業を目的とする一般財団法人への移行を前提として公益法人移行対策を講ずる必要がある。県民のためのスポーツ振興事業は類似業務を行う財団法人愛媛県体育協会へ委託することが望ましい。それにより各々の財団法人の事業目的が明瞭となり効率的に事業をおこなえる。	公益財団法人への移行を検討中である。 (スポーツ施設の管理運営のみならず、スポーツの専門性を生かしながら、その普及と振興を目的とし、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する公益性の高い財団としての定義づけを行い公益認定を目指す)
20	意見	派遣職員の業務	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	教育委員会	保健スポーツ課	派遣職員が行う事業は施設の指定管理業務とは異質のものであり、スポーツ振興の普及員としての事業実態からみて県教育委員会事務局の出先機関として組織化すべきと判断する。なお、5名の派遣先が県体育協会である場合は専門性とスポーツ振興という事業目的に照らして合理的と考えられる。	派遣職員が従事する業務は、スポーツ・レクリエーション活動の指導・普及等であり、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興に必要不可欠である。当法人の設立目的からすると、本来、県からの派遣職員ではなく、当法人のプロパー職員が対応することが望ましいことから、今後当法人の経営状況や公益法人移行形態等を勘案しながら検討する。